



# 秋晴れ選挙で 明るい国政

## 投票日と投票時間

十月七日（日曜日）の午前七時から午後六時までです。

## 投票の場所

前回（四月二十二日）の市議会議員のときと同じです。あなたの投票所は入場券に記載してあります。

なお九月一日以降に市内転居された人は、転居する前の投票所で投票することになります。

## 投票できる人

投票日に新津市に住所がある日本国民で、次の要件が必要です。

▽年齢が九月一日現在、満二十歳以上であること（昭和三十四年九月二日以前に生まれた人）

▽基準日（九月一日）前、三か月以上新津市に住所があること（昭和五十四年六月一日以前から住民基本台帳に記録されている人）

※六月二日以降に新津市に転入された人は新津市の選挙人名簿に登録されません。六月八日以降に転入された方は、転入前の住所地で投票することになります。

## 入場券

前回の市議選と同じ要領で郵送しました。入場券は、一枚のハガキに二名連記してあります。お手数でも、各人ごとに



## 大切な一票——\*

あなたの目で

よく選んで

切り離して投票所へお持ちください。  
なお万が一なくされた場合でも投票できますから、投票所の受付へその旨をお申出ください。

## 投票方法

（代理投票・点字投票）

## 総選挙

前回の市議選と同じ方法です。くわしくは九月十五日号広報をご覧ください。

## 国民審査

記号式投票です。投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名と記号をつける欄があります。やめさせた方がよいと思う裁判官には、定められた欄に×の記号を書いてください。やめさせなくてもよいと思う裁判官には、何も書かないでください。

なお、代理投票・点字投票については、投票所の受付でおたずねください。

## 不在者投票

十月六日までの毎日、午前八時三十分から午後五時までの間、市役所内選挙事務室（新館二階）で行っています。不在者投票をされる方は、印鑑と入場券をご持参ください。

## お問い合わせは 選管へ

入場券のことや、そのほか選挙についてのお問い合わせは、新津市選挙管理委員会（市役所総務課内）へどうぞ

電話は4局の2113番です。